

江東区立図書館窓口業務等委託事業者選定基準

(目的)

第1条 この基準は江東区立図書館窓口業務等委託の事業者の選定に当たり、江東区立図書館窓口業務等委託事業者選定委員会において、最も適当と認める事業者を選定するため、定めることを目的とする。

(選定基準)

第2条 選定基準は次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 図書館窓口業務等に精通し、本委託業務を継続的、安定的に遂行できる能力を有していること。
- (3) 図書館窓口業務等を安定して行う人員、資産その他の経営の規模を有していること。
- (4) 図書館窓口業務等の事業計画が区の方針を理解したものであること。
- (5) 図書館窓口業務等の事業計画が地域の特性を理解し、地域と連携したものであること。